

国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部ダイバーシティ推進協議会規程

平成30年7月1日  
規則第75号

国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部ダイバーシティ推進協議会規程（平成24年規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部規則（以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部ダイバーシティ推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 推進協議会は、規則第2条に規定する国立大学法人愛媛大学ダイバーシティ推進本部（以下「推進本部」という。）の業務に関する重要事項を審議するほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 推進本部の管理運営に係る重要事項に関すること。
- (2) ダイバーシティ推進に係る基本方策に関すること。
- (3) ダイバーシティ推進方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (4) ダイバーシティ推進の実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- (5) ダイバーシティ推進に係る学内各組織間の連絡調整に関すること。
- (6) ダイバーシティ推進に係る広報及び啓発活動に関すること。
- (7) その他本部長が必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本部長
  - (2) 副本部長
  - (3) 理事
  - (4) 機構長（理事が兼務する機構長を除く。）
  - (5) 院長
  - (6) 学部長
  - (7) 大学院連合農学研究科長
  - (8) 学環長
  - (9) 医学部附属病院長
  - (10) ジェンダー協働推進センター長
  - (11) その他本部長が特に必要と認めた者
- 2 前項第11号の委員は、本部長が、当該の者の所属する部局等の長の同意を得て推薦し、学長が任命する。
- 3 第1項第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第4条 推進協議会に議長を置き、本部長をもって充てる。

- 2 議長は、推進協議会を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 推進協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を推進協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 推進協議会に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に任命されている委員については、この規程により任命されたものとみなし、従前の任期を継続するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月26日から施行する。